



平成18年4月19日

各 位

会 社 名 株式会社天満屋ストア
代 表 者 名 代表取締役社長 高 原 弘 志
(コード番号9846 大証第二部 東証第二部)
お問合せ先 常務取締役管理本部長
近 藤 建 臣
(TEL. 086-232-7265)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月19日開催の取締役会において、平成18年5月25日開催予定の第37回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第20条第3項に取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります。また、法令に定める監査役の員数を欠く場合に備えて監査役補欠者を選任することになるため、変更案第21条第2項に監査役補欠者の選任決議の有効期間に関する規定を新設するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、現行定款第15条の取締役の員数に関する規定について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法上の用語との整合および定款にその定めがあるものとみなされる事項等、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

2. 変更予定日

平成18年5月25日

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 ＜新 設＞	第 1 章 総 則
(公告の方法)	(機関の設置)
第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第 4 条 当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人をおく。
第 2 章 株 式	(公告方法)
(株式の総数)	第 5 条 ＜現行どおり＞
第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、30,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第 2 章 株 式
＜新 設＞	(発行可能株式総数)
(自己株式の取得)	第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。
第 6 条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって、自己株式を買い受けることができる。	(株券の発行)
(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)	第 7 条 当会社は、その株式に係る株券を発行する。
第 7 条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。	＜削 除＞
② 当会社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
(名義書換代理人)	第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。
第 8 条 当会社は、株式につき名義書換代理人をおく。	② 当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。
② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。	(株主名簿管理人)
③ 当会社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取り扱いその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	第 9 条 当会社は、株主名簿管理人をおく。
(基 準 日)	＜削 除＞
第 9 条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。	＜削 除＞
② 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(株式取扱規程)
(株式取扱規程)	第 10 条 当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取請求の取り扱いその他株式に関する事務およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。
第 10 条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取り扱いその他株式に関する事務およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。	第 3 章 株主総会
第 3 章 株主総会 ＜新 設＞	(基 準 日)
	第 11 条 当会社は、毎年2月末日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

現 行 定 款	変 更 案
(招 集) 第 11 条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日より 3 カ月以内に招集する。</u> ② <u>前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。</u> (議 長) 第 12 条 株主総会の<u>議長</u>は、取締役社長が<u>これに当たる。</u> ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 (決議要件) 第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>する。</u> ② <u>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってする。</u> (議決権の代理行使) 第 14 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は<u>委任状を当会社に差し出さねばならない。</u> 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 15 条 当会社に、取締役 <u>15</u> 名以内をおく。 (選 任) 第 16 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。 ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって<u>する。</u> ③ 取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらないものとする。 (任 期) 第 17 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> ② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。 (代表取締役および役付取締役) 第 18 条 取締役会の決議をもって、<u>当会社を代表する取締役若干名を定める。</u> ② 取締役会の決議をもって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。	(招 集) 第 12 条 定時株主総会は、<u>毎年 5 月にこれを招集する。</u> < 削 除 > (招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、取締役社長が<u>招集し、その議長となる。</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、<u>他の取締役がこれに代わる。</u> (決議要件) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>行う。</u> ② <u>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u> (議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u> を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は<u>代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u> 第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 16 条 当会社に、取締役 <u>10</u> 名以内をおく。 (選 任) 第 17 条 < 削 除 > 取締役の選任は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ② 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。 (任 期) 第 18 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> ② < 現行どおり > (代表取締役および役付取締役) 第 19 条 取締役会は、<u>取締役のなかから代表取締役若干名を選定する。</u> ② 取締役会の決議により、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会<u>の招集通知</u>) 第 19 条 <新 設> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 <新 設> <新 設> (取締役会<u>規程</u>) 第 20 条 <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、取締役会で定める取締役会規程による。</u> 第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第 21 条 当会社に、監査役4名以内をおく。 <新 設> (選 任) 第 22 条 <u>監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u> ② <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってする。</u> (任 期) 第 23 条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> ② 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。 (常勤監査役) 第 24 条 <u>監査役の互選をもって、常勤の監査役を定める。</u> (監査役会<u>の招集通知</u>) 第 25 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。 <新 設> (監査役会<u>規程</u>) 第 26 条 <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、監査役会で定める監査役会規程による。</u> 第 6 章 計 算 (営業年度および決算期) 第 27 条 当会社の営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、その末日をもって決算期とする。	(取締役会) 第 20 条 <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> ② <現行どおり> ③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案の議決に加わることでできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</u> ④ <u>取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、取締役会で定める取締役会規程による。</u> <削 除> 第 5 章 監査役および監査役会 (員 数) 第 21 条 <現行どおり> ② <u>監査役補欠者の選任決議の有効期間は、決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u> (選 任) 第 22 条 <削 除> 監査役の選任は、<u>株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任 期) 第 23 条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> ② <現行どおり> (常勤監査役) 第 24 条 <u>監査役会は、監査役のなかから常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会) 第 25 条 <現行どおり> ② <u>監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めのあるもののほかは、監査役会で定める監査役会規程による。</u> <削 除> 第 6 章 計 算 (事業年度) 第 26 条 当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(利益配当金) 第 28 条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</u> ＜新 設＞ (中間配当金) 第 29 条 <u>当会社は、取締役会の決議により毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に、中間配当として金銭の分配を行うことができる。</u> ＜新 設＞ (配当金等の除斥期間) 第 30 条 <u>利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u>	(剰余金の配当) 第 27 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 ② <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u> ＜削 除＞ (自己株式の取得) 第 28 条 <u>当会社は、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u> (配当金の除斥期間) 第 29 条 <u>期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u>

以 上